

# 木場ヨットハーバー新料金表

令和6年4月1日から適用

## 施設維持管理料

(円)

艇種	市内居住者	市外居住者
セイリングクルーザー・モーターボート・ディンギー	1艇につき396,000	
備考	1.入会時のみ徴収する。 2.原則、施設維持管理料は返金しない。	

## ビジター使用料(船検長)

(円)

艇種	船検長	使用料
セイリングクルーザー・モーターボート・ディンギー	7.99mまで	2,640
	8m～8.99m	3,520
	9m～9.99m	5,170
	10m以上	6,930

## 保管施設使用料(年間)

(円)

艇種	全長	市内居住者	市外居住者
ディンギー及びスポーツ用漕艇	6mまで	91,410	109,670
セイリングクルーザー	4.99mまで	147,730	177,320
	5m～5.99m	186,340	223,520
	6m～6.99m	228,030	273,680
	7m～7.99m	274,560	329,450
	8m～8.99m	322,960	387,530
	9m～9.99m	376,530	451,880
	10m～10.99m	435,050	522,060
	11m～11.99m	498,960	598,730
モーターボート	12m～12.99m	567,050	680,460
	4.99mまで	192,060	230,560
	5m～5.99m	242,000	290,290
	6m～6.99m	296,340	355,630
	7m～7.99m	355,960	427,130
	8m～8.99m	419,870	503,800
	9m～9.99m	490,710	588,830
	10m～10.99m	566,170	679,360
	11m～11.99m	648,010	777,700
	12m～12.99m	738,210	885,940

備考	1.市内居住者とは姫路市内に住所又は勤務場所を有する者とする。 2.全幅を全長で除した数値が0.45を超える艇は2.5割増とする。 3.全長は小数第2位まで参入する。 4.年度途中の入会は、入会年度末までの残月数による月割り計算をする。
----	---

## 揚降施設(クレーン)使用料

(円)

区分	単位	会員	ビジター	
全長5.99mまで	揚艇又は降艇1回につき	1,430	4,180	
全長6m～7.99m		2,750	8,360	
全長8m～9.99m		4,180	12,430	
全長10m～11.99m		5,500	16,610	
全長12m以上		6,930	20,790	
マストを立てる場合又は倒す場合(補助作業を含む)	全長8.99mまで	1艇1回につき	11,110	13,860
	全長9m以上		16,610	20,790

備考	1.クレーンの揚降時間は60分までとする。ただし60分を超えた場合は使用料を上記料金の5割増しとする。 2.ビジター使用艇の区分は船検長とする。 3.オーナー又は代理人不在の場合、揚艇又は降艇は1回1mにつき220円を乗算する。(1m未満の端数は切り上げる) 4.艇をトラックに積込む又は降ろす場合、船台の製作又は調整をする場合、若しくはこれに準じるような作業をする場合は、揚艇又は降艇1回につき上記の揚降料金を適用する。 5.艇にエンジンを積込む又は降ろす場合、1艇1回につき上記の揚降料金を適用する。
----	--

## その他施設及び設備等使用料

(円)

区分	単位	使用料	
船台	セイリングクルーザー・モーターボート	1台1日につき	会員 中1,100 ビジター 大2,200 中2,200 大4,400
		業として展示会・写真・映画を撮影するとき	6,930
	業として艇の修理を行うとき(電気料金)	3,410	
高压洗浄機使用料	1回(20分)	660	
特別清掃ゴミ袋	処理料込1枚	440	

備考	1時間未満、1日未満の端数はそれぞれ1時間、1日として計算する。
----	----------------------------------

## 役務提供手数料

(円)

区分	単位	使用料
船舶検査立会	1艇1回につき	4,180
曳航(木場港内のみ)	1時間につき	13,860
	※ただし、時間外の場合	5割増
備考	1時間未満の端数は1時間として計算する。	

## 会議室・喫茶サロン・展望テラス等使用料

(円)

区分	利用時間	利用時間			
		9時～13時	11時～15時	13時～17時	9時～17時
会議室	30人室	4,180	6,270	4,180	8,250
	60人室	6,930	10,340	6,930	13,860
喫茶サロン		13,860	20,790	13,860	27,720
展望テラス	30人まで	2,750	4,180	2,750	5,500
	30人を超える	4,180	6,270	4,180	8,250

(注)1.使用料等に消費税及び地方消費税相当額を含む金額とする。

木場ヨットハーバー 〒672-8016 姫路市木場1390-3  
 TEL 079-246-3928 FAX 079-246-1979